議　事　録　抄　本

令和５年　１　月

福崎町農業委員会

令和５年１月農業委員会議事録抄本

日　時　：　１月２３日（月）１５：００～

場　所　：　福崎町役場　２階　大会議室

【出席者】・・・１８名

農業委員

1番　上阪　英仁	2番　加瀬澤智昭	3番　宮川　積	4番　松岡　忠幸	5番　城谷　憲敬
6番　三木　勝博	7番　上延　英一	8番　牛尾　敏博	9番　松本　廣幸	10番　松岡　隆子
副会長　松岡繁克	会長　上田　隆敏	－	－	－

農地利用最適化推進委員

11番　吉高　平記	12番　藤岡　資芳	13番　鍛示　幸弘	14番　後藤　正二	15番　田中　初美
16番　髙橋　清正	－	－	－	－

事務局　　吉田課長、中塚事務局長、豊國主査、多田

【欠席者】・・・なし

【遅刻者】・・・6番　三木　勝博委員

【現地調査委員】

会長　上田　隆敏	副会長　松岡　繁克
5番　城谷　憲敬	11番　吉高　平記

【署名人】

8番　牛尾　敏博	1番　上阪　英仁

（議　長）【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会１月定例会を開催します。

本日の欠席はありません。三木委員が5分ほど遅れると連絡がありました。農業委員会等に関する法律第２７条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一　同　　＜異議なし＞

（議　長）異議なしということで、

8番　牛尾　敏博	1番　上阪　英仁

委員にお願いします。本日は、議案第４４号から議案第４６号に至る計３議案、報告事項２件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

（事務局）【議案朗読及び説明】

＜案件＞

議案第44号　農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

（委員会証明）　１件

議案第45号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

（知事許可）　１件

議案第46号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

（委員会決定）　25件

報告第１号　農地使用貸借の合意解約通知について

３件

報告第２号　会長専決処理規程第２条に基づく証明書の発行について

３件

（事務局担当）今回、議案番号24番、〇〇と〇〇の太陽光発電設備の議案を審議保留とさせていただきます。申請書は提出されていますが資料の補正等が農業委員会に間に合わなかったので、今月は保留します。

令和５年１月議案説明

議案第44号 農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
（委員会証明）

６番：資料１ページ・２ページをご覧ください。願出地は福崎南インターの交差点より南東約320mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。倉庫が建っていることがわかります。
この願出地については、建物登記にて昭和55年10月より建物があることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

議案第45号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
（知事許可）

23番：資料３ページ・４ページをご覧ください。申請地は、西谷区にあるおおにしクリニックの西約160mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。
この申請は、贈与により家を建てるために転用するものです。受け人の〇〇さんと渡し人の〇〇さんは祖父と孫の関係であり、実家に隣接する土地を譲り受ける予定です。
資金を満たしており、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第５条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第46号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
（委員会決定）

本来なら一件ずつ説明すべきですが、本件につきましては、事前に議案書として各委員様へ送付しているため、朗読については割愛させていただきます。
議案６ページをお開きください。農用地利用集積計画の概要です。田37218.08㎡、19件です。作物は水稲、期間については、３年未満５筆7,426㎡、３年から６年未満が７筆9,639㎡、６年から10年未満が10筆14324.08㎡、10年以上が５筆5,829㎡となっています。
８ページをお開きください。農地中間管理機構を通じての貸借です。６件６筆8,975㎡です。西大貫地区で加瀬澤さんに６件となっております。

続きまして、報告事項であります。

報告第１号　農地使用貸借の合意解約通知について
　使用貸借の合意解約通知が３件出たことを報告します。

報告第２号　会長専決処理規程第２条に基づく証明書の発行について

　その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を２件、耕作面積証明書を１件、計３件を発行したことを報告します。

【15：10　6番　三木　勝博委員入室】

説明は以上となります。

（議　長）　議案第44号 農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明願承認　１件について現地調査済ですので報告願います。

（城谷委員）６番：願出地は福崎南インターの交差点より南東約320mに位置しています。
　現地では、新しい立派な倉庫が建っており、またコンクリートもされていることを確認しました。
　現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。
　よろしくご審議ください。

（議　長）　議案第44号 農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明願承認　１件について、質疑ありませんか。

＜なし＞

（議　長）　次に、議案第45号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認　１件について、現地調査済ですので報告願います。

（城谷委員）23番：申請地は、西谷区にあるおおにしクリニックの西約160mに位置しています。県道三木宍粟線の農地です。
　現地では、農地としては耕作しにくいわずかな面積の土地で道路との高低差もありました。ここを宅地にしたいと申請がありました。
　事務局説明のとおり、受け人の○○さんが家を建てるために転用するものです。
　現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしましたが、私見としてここを宅地というのは問題があるのかなと思いました。
　よろしくご審議ください。

（議　長）　議案第45号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認　２件について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　次に、議案第46号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定25件のうち15番・501番から506番の7件について、関係委員さんがいらっしゃいますので、退席願います。

＜　加瀬澤智昭委員　退席　＞

（議　長）　議案第46号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定25件のうち15番・501番から506番の7件について、質疑ありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、引き続き討論、採決に移ります。議案第46号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定25件のうち15番・501番から506番の7件について、討論はございませんか。

＜なし＞

（議　長）　他にありませんか。ないようですので、議案第46号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定25件のうち15番・501番から506番の7件について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成１０：反対０〕

（議　長）　挙手全員でございますので、議案第46号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定15番・501番から506番の7件について、決定することといたします。

＜　加瀬澤智昭委員　着席　＞

（議　長）　議案第46号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定25件のうち15番・501番から506番の7件を除く18件について、質疑ありませんか。

（議　長）　それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。
議案第44号 農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明願承認　１件について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第44号 農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明願承認　１件について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成１１：反対０〕

（議　長）　挙手全員でございますので、議案第44号 農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明願承認　１件について、証明することといたします。

（議　長）　次に、議案第45号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認２件について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第45号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認１件について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成１１：反対０〕

（議　長）　挙手全員でございますので、議案第45号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認１件について、県へ進達することといたします。

（議　長）　次に、議案第46号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定25件のうち15番・501番から506番の7件を除く18件について、討論はございませんか。

（宮川委員）１６番の○○さんの利用権の土地について186番の土地は３年ほど前から作っておられるのだが、今まで申請漏れだったのか。今回新規か。耕作割等があるから。

（事務局）　今まで契約されてなかったと思うのですが、農政係に確認いたします。

（議　長）　他にありませんか。

＜なし＞

ないようですので、議案第46号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定25件のうち15番・501番から506番の7件を除く18件について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成１１：反対０〕

（議　長）　挙手全員でございますので、議案第46号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定25件のうち15番・501番から506番の7件を除く18件について、決定することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

＜なし＞

＜　１５：　２２終了＞

○次回農業委員会開催日・・・２月２１日（火曜日）１５時００分から

署名人	
署名人	